

2 組織改正に伴う事項

項 目	修 正 の 概 要 等	地 域 防 災 計 画 の 修 正 箇 所					新旧対照表 頁番号
		編	章	節	項	項 目 名	
1 災害応急組織（災害警戒本部体制及び災害対策本部体制）の見直し 【再掲】 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 急激な気象の変化や不測の事態に備えるため、体制の設置基準を明確にし、早い段階からの情報収集、判断体制となるよう、見直した災害応急組織体制について規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【注意体制】 [大雨注意報 発表時] ・市（危機管理室）は2名以上、区は1名以上で情報収集・職員等への連絡ができる体制</p> <p>【警戒体制】 [大雨警報 発表時] ・市（危機管理室）は危機管理室長の指揮の下、情報収集に当たる職員体制を規定 ・区は副区長の指揮の下、最低限避難勧告が発令できる体制を確保するとともに、適時、区長に気象状況等を報告</p> <p>【災害警戒本部設置】 [警戒基準雨量到達時又は（土砂災害警戒情報未発表において）メッシュ情報で危険度表示時] ・本部長は市が危機管理担当局長、区が区長 ・区と消防署の連携強化を図るため、副署長（又は予防課長）は区へ常駐 ・区及び消防署が行った現場の巡視結果を、市・区災害警戒本部へ報告することを義務付け ※土砂災害警戒情報発表の際には、災害対策本部設置区以外は災害警戒本部を設置</p> <p>【災害対策本部設置】 [避難基準雨量到達時又は（土砂災害警戒情報発表後において）メッシュ情報で危険度表示時] ・本部長は市が市長、区が区長 ・本部長（市長）は、体制設置後、速やかに市本部員会議を開催する</p> </div>	基本	第3	第2	第1	本市の災害応急組織	A-1 (再掲)
		基本	第3	第2	第2	勤務時間外における初動体制の確保	A-2 (再掲)
		基本	第3	第2	第3(新)	注意体制（新）	A-3 (再掲)
		基本	第3	第2	第4(新)	警戒体制（新）	A-4 (再掲)
		基本	第3	第2	第5	災害警戒本部	A-5・A-6 (再掲)
		基本	第3	第2	第6	災害対策本部	A-7・A-8 (再掲)
		基本	第3	第2	第7	職員の動員	A-9 (再掲)
2 災害警戒本部の再編 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理部門の市長部局への移管に伴う分掌の再編 区災害警戒本部の分掌の再編 <p>【市】 [本部長] : 消防局長 → 危機管理担当局長 [副本部長] : 危機管理部長 → 危機管理室長</p> <p>【区】 [本部長] : 副区長 → 区長 [副本部長] : 区長が指名する者 → 副区長</p>	基本	第3	第2	第3	災害警戒本部	B-1 ~B-4
3 災害対策本部の再編 【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理部門の市長部局への移管に伴う分掌の再編 <p>[本部設置場所] : 本庁舎2階講堂又は消防局6階講堂 → 本庁舎14階（災害対策本部専用室） [本部長] : 市長 [副本部長] : 副市長 ※区については変更なし</p>	基本	第3	第2	第4	災害対策本部	B-5 ~B-11
4 区役所、消防署の連携の強化 【予防】・【応急】	<ul style="list-style-type: none"> 住民の避難行動につながる環境作りにおいて、区役所と消防署の連携・協力体制への確立について規定 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>○自主防災組織の育成指導のほか、防災知識の普及啓発、警戒避難体制の整備、訓練の実施などについては、区役所と消防署が連携、協力して取り組む旨を規定<予防></p> <p>○避難勧告等の発令のための平時からの取組や、災害応急活動時の体制等について、事前の協議体制を設けることを規定<予防></p> <p>○危険箇所の特定・整理の際は、地元自主防災組織等と連携して区長及び消防署長が協議して行うものとし、適宜、見直しを行う旨を規定<予防・再掲></p> <p>○区と消防署の連携強化を図るため、副署長（又は予防課長）は区へ常駐<応急・再掲></p> <p>○区及び署が行った現場の巡視結果については、市・区災害警戒本部へ報告することを義務付ける旨を規定<応急・再掲></p> </div>	基本	第2	第6	第11(新)	避難体制整備の推進（新）	B-12
		基本	第3	第2	第5	災害警戒本部	A-5・A-6 (再掲)
5 災害予防事務の再編 【予防】	<ul style="list-style-type: none"> 危機管理部門の市長部局への移管に伴う分掌の再編 <p>[全体] ○消防局防災課 → 危機管理室 [自主防災体制の整備等] ○消防局（防災課・予防課等） → 危機管理室・区役所・消防局（予防課等・消防署）</p>	基本	第2	第2	第2	高潮・津波災害の予防対策	B-13
		基本	第2	第6	第1~第10	避難体制の整備	B-14
		基本	第2	第7	第2	防災訓練の実施・指導	B-15
		基本	第2	第7	第6	り災証明交付体制の整備	B-16
		基本	第2	第8	—	自主防災体制の整備	B-17